



志摩市選挙管理委員会告示第41号

令和8年10月4日執行の志摩市南張財産区議会議員選挙における各投票区の投票所を次のとおり定めるものとし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条により適用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

志摩市選挙管理委員会委員長 谷 崎 充



(投票区名)	(建物の名称)	(所在地)
南張投票区	南張生涯学習センター	志摩市浜島町南張1614番地1